



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
8 月 1 日
第 2972 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

| | |
|---|-----|
| 規 則 | |
| 滋賀県温泉法施行細則および滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) | 681 |
| 滋賀県砂防法等施行細則の一部を改正する規則 (砂防課) | 694 |
| 告 示 | |
| 化学的酸素要求量、窒素含有量および ^{りん} 燐含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定の一部改正 (琵琶湖再生課) | 694 |
| 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (元気長寿福祉課) | 695 |
| 特定計量器定期検査の実施 (計量検定所) | 695 |
| 公 告 | |
| 特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民活動課) | 695 |
| 農地保有合理化事業規程変更承認公告 (農政課) | 696 |
| 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) | 696 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課) | 697 |
| 一般競争入札の公告 (税政課、会計課) | 697 |
| 落札者決定の公告 (会計課) | 700 |
| 振 興 局 等 告 示 | |
| 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (湖東) | 700 |

規 則

滋賀県温泉法施行細則および滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 53 号

滋賀県温泉法施行細則および滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則
(滋賀県温泉法施行細則の一部改正)

第 1 条 滋賀県温泉法施行細則 (昭和 31 年 滋賀県規則 第 66 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 条 第 2 項 第 4 号」を「第 1 条 第 2 項 第 7 号」に改める。

第 26 条を第 36 条とする。

第 25 条 第 1 項中「温泉源から温泉を採取する者または」を削り、同条を第 35 条とする。

第 24 条中「別記様式 第 19 号」を「別記様式 第 27 号」に改め、同条を第 34 条とする。

第 23 条を削る。

第 22 条中「別記様式 第 17 号」を「別記様式 第 26 号」に改め、同条を第 33 条とする。

第 21 条中「別記様式 第 16 号」を「別記様式 第 25 号」に改め、同条を第 32 条とする。

第 20 条中「別記様式 第 15 号」を「別記様式 第 24 号」に改め、同条を第 31 条とする。

第 19 条中「別記様式 第 14 号」を「別記様式 第 23 号」に改め、同条を第 30 条とする。

第 18 条中「別記様式 第 13 号」を「別記様式 第 22 号」に改め、同条を第 29 条とする。

第 17 条中「別記様式 第 10 号」を「別記様式 第 19 号」に改め、同条を第 28 条とする。

第 16 条中「別記様式 第 12 号」を「別記様式 第 21 号」に改め、同条を第 27 条とする。

第 15 条中「別記様式 第 10 号」を「別記様式 第 19 号」に改め、同条を第 26 条とする。

第 14 条中「別記様式 第 11 号」を「別記様式 第 20 号」に改め、同条を第 25 条とする。

第 13 条中「別記様式 第 10 号」を「別記様式 第 19 号」に改め、同条を第 24 条とする。

第 12 条中「別記様式 第 9 号」を「別記様式 第 18 号」に改め、同条を第 23 条とする。

第 11 条中「別記様式 第 8 号」を「別記様式 第 9 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する者のうち、法第 7 条の 2 第 1 項または第 11 条第 2 項において準用する第 7 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けた者は、前項の標札の内容を当該変更の許可を受けた内容に改めるものとする。

第 11 条を第 12 条とし、同条の次に次の 10 条を加える。

(温泉採取許可申請書)

第 13 条 法第 14 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、別記様式 第 10 号による申請書に、施行規則 第 6 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類のほか、当該申請に係る温泉の採取の場所で採取することについて権原を有することまたは権原を取得する見込みがあることを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(温泉採取許可申請に係る誓約書)

第 14 条 施行規則 第 6 条の 2 第 2 項 第 7 号の誓約書は、別記様式 第 11 号による。

(温泉採取許可を受けた法人の合併等承認申請書)

第 15 条 施行規則 第 6 条の 4 第 1 項の申請書は、別記様式 第 12 号による。

(温泉採取許可を受けた法人の合併等承認申請に係る誓約書)

第 16 条 施行規則 第 6 条の 4 第 2 項 第 2 号の誓約書は、別記様式 第 11 号による。

(温泉採取許可を受けた者の相続承認申請書)

第 17 条 施行規則 第 6 条の 5 第 1 項の申請書は、別記様式 第 13 号による。

(温泉採取許可を受けた者の相続承認申請に係る誓約書)

第 18 条 施行規則 第 6 条の 5 第 2 項 第 3 号の誓約書は、別記様式 第 11 号による。

(可燃性天然ガス濃度確認申請書)

第 19 条 施行規則 第 6 条の 7 第 1 項の申請書は、別記様式 第 14 号による。

(可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位の承継届)

第 20 条 施行規則 第 6 条の 8 第 1 項の届出書は、別記様式 第 15 号による。

(温泉採取変更許可申請書)

第 21 条 施行規則 第 6 条の 10 第 1 項の申請書は、別記様式 第 16 号による。

(温泉採取事業廃止届)

第 22 条 施行規則 第 6 条の 11 の届出書は、別記様式 第 17 号による。

第 10 条中「第 6 条第 2 項 第 3 号」を「第 6 条第 2 項 第 6 号」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「別記様式 第 7 号」を「別記様式 第 8 号」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条中「別記様式 第 6 号」を「別記様式 第 7 号」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(掘削等変更許可申請書)

第 8 条 施行規則 第 4 条の 3 第 1 項の申請書は、別記様式 第 6 号による。

別記様式 第 1 号中

| | | |
|---|--|---|
| ゆう 出 路 の 口 径 ・ 深 さ そ の 他 工 事 の 施 行 方 法 | | を |
| 」 | | |
| ゆう 出 路 の 口 径 ・ 深 さ そ の 他 工 事 の 施 行 方 法 | | に |
| 主 要 な 設 備 の 構 造 お よ び 能 力 | | |
| 」 | | |

改める。

別記様式 第 2 号中「第 10 条関係」を「第 11 条関係」に、「第 4 条第 1 項 第 3 号から第 5 号まで」を「第 4 条第 1 項 第 4 号から第 6 号まで」に改める。

別記様式 第 19 号中「第 24 条関係」を「第 34 条関係」に改め、同様式を別記様式 第 27 号とする。

別記様式 第 18 号を削る。

別記様式 第 17 号中「第 22 条関係」を「第 33 条関係」に改め、同様式を別記様式 第 26 号とする。

別記様式 第 16 号中「第 21 条関係」を「第 32 条関係」に改め、同様式を別記様式 第 25 号とする。

別記様式第 15 号中「第 20 条関係」を「第 31 条関係」に改め、同様式を別記様式第 24 号とする。
別記様式第 14 号中「第 19 条関係」を「第 30 条関係」に改め、同様式を別記様式第 23 号とする。
別記様式第 13 号中「第 18 条関係」を「第 29 条関係」に改め、同様式を別記様式第 22 号とする。
別記様式第 12 号中「第 16 条関係」を「第 27 条関係」に改め、同様式を別記様式第 21 号とする。
別記様式第 11 号中「第 14 条関係」を「第 25 条関係」に改め、同様式を別記様式第 20 号とする。
別記様式第 10 号中「第 13 条、第 15 条、第 17 条関係」を「第 24 条、第 26 条、第 28 条関係」に改め、同様式を別記様式第 19 号とする。
別記様式第 9 号中「第 12 条関係」を「第 23 条関係」に改め、同様式を別記様式第 18 号とする。
別記様式第 8 号中「第 11 条関係」を「第 12 条関係」に改め、同様式を別記様式第 9 号とし、同様式の次に次の 8 様式を加える。

様式第 10 号 (第 13 条関係)

温 泉 採 取 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

氏 名

印

| | | |
|--------------------------------|-----|-------|
| 申 請 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 温 泉 の 採 取 を 行 お う と す る 場 所 | | |
| 温 泉 の 採 取 の 開 始 の 予 定 日 | | 年 月 日 |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記入すること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 11 号 (第 14 条、第 16 条、第 18 条関係)

誓 約 書

私 (当法人) は、温泉法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

(あて先)

滋 賀 県 知 事

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記入すること。

様式第 12 号 (第 15 条関係)

温泉採取許可を受けた者である法人の合併および分割の承認申請書

年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

名称および代表者氏名

印

| | | |
|----------------------------|---------------|-------|
| 申 請 者 (承 継 者) | 主たる事務所の所在地 | |
| | 名 称 | |
| | 代表者氏名 | |
| 許 可 年 月 日 お よ び 許 可 番 号 | 年 月 日 | |
| | 滋 賀 県 指 令 第 号 | |
| 被 承 継 者 | 主たる事務所の所在地 | |
| | 名 称 | |
| | 代表者氏名 | |
| 温 泉 の 採 取 の 場 所 | | |
| 合 併 また は 分 割 の 予 定 日 | | 年 月 日 |
| 承 継 の 理 由 | | |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 13 号 (第 17 条関係)

温泉採取許可を受けた者の相続の承認申請書

年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

氏 名

印

| | | |
|----------------------------|---------------|-------|
| 申 請 者 (相 続 人) | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 許 可 年 月 日 お よ び 許 可 番 号 | 年 月 日 | |
| | 滋 賀 県 指 令 第 号 | |
| 被 相 続 人 と の 続 柄 | | |
| 被 相 続 人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 温 泉 の 採 取 の 場 所 | | |
| 相 続 開 始 の 日 | | 年 月 日 |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 14 号 (第 19 条関係)

可燃性天然ガスの濃度の確認申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

氏 名

印

| | | |
|----------------------------------|-----|-------|
| 申 請 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 温 泉 の 採 取 を 行 お う と す る 場 所 | | |
| 温 泉 の 採 取 の 開 始 の 予 定 日 | | 年 月 日 |
| メ タ ン の 濃 度 の 測 定 を 行 っ た 場 所 | | |
| メ タ ン の 濃 度 の 測 定 を 行 っ た 日 | | 年 月 日 |
| メ タ ン の 濃 度 の 測 定 方 法 | | |
| メ タ ン の 濃 度 の 測 定 結 果 | | |
| メ タ ン の 濃 度 の 測 定 を 行 っ た 者 | | |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記入すること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 15 号 (第 20 条関係)

可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継届

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

氏 名

| | | |
|------------------|-----|---------------|
| 届 出 人 (承 継 者) | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 確 認 年 月 日 | | 年 月 日 |
| お よ び 確 認 番 号 | | 滋 賀 県 指 令 第 号 |
| 被 承 継 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 温 泉 の 採 取 の 場 所 | | |
| 地 位 を 承 継 し た 日 | | 年 月 日 |
| 承 継 の 理 由 | | |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記入すること。

様式第 16 号 (第 21 条関係)

温泉採取のための施設等の変更許可申請書

年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

氏 名 印

| | | |
|-----------------|-----|---------------|
| 申 請 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 許 可 年 月 日 | | 年 月 日 |
| お よ び 許 可 番 号 | | 滋 賀 県 指 令 第 号 |
| 温 泉 の 採 取 の 場 所 | | |
| 変 更 の 内 容 | | |
| 変 更 の 理 由 | | |
| 工 事 の 着 手 予 定 日 | | 年 月 日 |
| 工 事 の 完 了 予 定 日 | | 年 月 日 |

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
 2 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記入すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 17 号 (第 22 条関係)

温 泉 採 取 事 業 廃 止 届

年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

氏 名

| | | |
|---|---------------|--|
| 届 出 人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 許 可 (確 認) 年 月 日 お よ び 許 可 (確 認) 番 号 | 年 月 日 | |
| | 滋 賀 県 指 令 第 号 | |
| 温 泉 の 採 取 の 場 所 | | |
| 温 泉 の 採 取 の 事 業 の 廃 止 の 日 | 年 月 日 | |
| 温 泉 の 採 取 許 可 を 受 け た 者 に あ つ て は 、 温 泉 の ゆ う 出 路 の 埋 戻 し の 状 況 | | |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記入すること。

別記様式第 7 号中「第 9 条関係」を「第 10 条関係」に、

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| 「 増掘または動力の装置を しようとする工事の施行方法 | | を |
| 「 増掘にあつては、主要な設備 の構造および能力 | | に |
| 増掘または動力の装置を しようとする工事の施行方法 | | 」 |

改め、同様式を別記様式第 8 号とする。

別記様式第 6 号中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を別記様式第 7 号とし、別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

温泉掘削等のための施設等の変更許可申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

氏 名

印

| | | |
|---|-----|---------------|
| 申 請 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 掘 削 許 可 ま た は 増 掘 許 可 の 別 | | |
| 許 可 年 月 日 | | 年 月 日 |
| お よ び 許 可 番 号 | | 滋 賀 県 指 令 第 号 |
| 掘 削 許 可 等 に 係 る 工 事 に 係 る 土 地 の 所 在 、 地 番 お よ び 地 目 | | |
| 変 更 の 内 容 | | |
| 変 更 の 理 由 | | |
| 工 事 の 着 手 予 定 日 | | 年 月 日 |
| 工 事 の 完 了 予 定 日 | | 年 月 日 |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記入すること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(滋賀県事務委任規則の一部改正)

第 2 条 滋賀県事務委任規則 (昭和 55 年 滋賀県規則 第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 119 号の次に次の 9 号を加える。

(119) の 2 温泉法 (昭和 23 年 法律 第 125 号) 第 14 条の 2 第 1 項の規定による温泉の採取の許可

(119) の 3 同法 第 14 条の 3 第 1 項の規定による法人の合併または分割の承認

(119) の 4 同法 第 14 条の 4 第 1 項の規定による相続の承認

(119) の 5 同法 第 14 条の 5 第 1 項および第 3 項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認および確認の取消し

(119) の 6 同法 第 14 条の 6 第 2 項の規定による確認を受けた者の地位の承継の届出の受理

(119) の 7 同法 第 14 条の 7 第 1 項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可

(119) の 8 同法 第 14 条の 8 の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出の受理および可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置命令

(119) の 9 同法 第 14 条の 9 の規定による温泉の採取の許可の取消しおよび可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置命令

(119) の 10 同法 第 14 条の 10 の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置命令および採取の停止命令

第 7 条 第 120 号中「温泉法 (昭和 23 年 法律 第 125 号)」を「同法」に改め、同条 第 122 号および第 123 号中「掘削」を「掘削等」に改める。

付 則

- この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中滋賀県温泉法施行細則 第 11 条を第 12 条とし、同条の次に 10 条を加える改正規定 (第 19 条に係る部分に限る。) および別記様式 第 8 号を別記様式 第 9 号とし、同様式の次に 8 様式を加える改正規定 (別記様式 第 14 号に係る部分に限る。) ならびに第 2 条中滋賀県事務委任規則 第 7 条 第 119 号の次に 9 号を加える改正規定 (第 119 号の 5 に係る部分に限る。) は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県温泉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県砂防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 54 号

滋賀県砂防法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県砂防法等施行細則 (平成 15 年 滋賀県規則 第 46 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 3 号を次のように改める。

(3) 独立行政法人森林総合研究所

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示 第 431 号

平成 20 年 滋賀県告示 第 220 号 (化学的酸素要求量、窒素含有量および^{りん}燐含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定) の一部を次のように改正し、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

別表 1 中注 4 を注 5 とし、注 3 を注 4 とし、注 2 を注 3 とし、注 2 として次のように加える。

- その他の製造業のうち、紙製造業に係る湖沼特定施設 (平成 8 年 6 月 30 日までに設置されていたものに限る。) を設置する湖沼特定事業場の排水については、化学的酸素要求量に係る a 値および b 値は、この表に掲げるゼラチン製造業に係る数値を適用する。

別表 2 中注 5 を注 7 とし、注 4 を注 6 とし、注 3 を注 5 とし、注 2 を注 4 とし、注 3 として次のように加える。

- その他の製造業のうち、紙製造業に係る湖沼特定施設 (平成 8 年 6 月 30 日までに設置されていたものに限る。) を設置する湖沼特定事業場の排水については、化学的酸素要求量に係る a₀ 値および b₀ 値は、この表に

掲げるゼラチン製造業に係る数値を適用する。

別表 2 中注 1 を注 2 とし、注 1 として次のように加える。

- 1 この表の窒素含有量および^{りん}燐含有量に係る a₀ 値は、水質汚濁防止法 第 3 条 第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例 (昭和 47 年 滋賀県条例 第 58 号。以下「上のせ条例」という。) 別表 第 3 の既設の欄に掲げる上のせ排水基準が適用されている湖沼特定事業場については、この表の既設の欄に掲げる値を適用し、上のせ条例別表 第 3 の新設の欄に掲げる上のせ排水基準が適用されている湖沼特定事業場については、この表の新設の欄に掲げる値を適用する。

滋賀県告示 第 432 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

| 事 業 所 名 称 | 事 業 所 在 地 | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 介護保険事業所番号 | 廃止年月日 |
|--|-------------------|--------------------------------|--------------------------|------------|--------------|
| アサヒサンクリー ン在宅介護セン ター大津指定居 宅介護支援事業 所 | 大津市松本二丁目 2 - 7 | アサヒサンクリー ン株式会社 代表取締役 古川浩 | 東京都北区上十条 一丁目 2 番 15 号 | 2570100269 | 平成 20. 6. 30 |

滋賀県告示 第 433 号

計量法 (平成 4 年 法律 第 51 号) 第 19 条 第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査 (ひょう量 500 キログラム以下のもの) を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定期間規則 (平成 5 年 通商産業省令第 70 号) 第 39 条 第 1 項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日の初日以後 60 日以内実施する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

| 検 査 を 行 う 区 域 | 検 査 を 実 施 す る 期 日 | 検 査 を 実 施 す る 場 所 |
|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 米 原 市 の 区 域 | 9 月 11 日 (木) | 伊 吹 山 麓 青 少 年 総 合 体 育 館 |
| | 9 月 12 日 (金) | 米 原 市 役 所 山 東 庁 舎 |
| | | 米 原 市 山 東 B & G 海 洋 セ ン タ ー |
| | 9 月 16 日 (火) | 米 原 市 役 所 近 江 庁 舎 |
| | 9 月 17 日 (水) | 米 原 市 米 原 保 健 セ ン タ ー |
| 米 原 市 役 所 米 原 庁 舎 | | |

2 指定定期検査機関の名称 社団法人 滋賀県計量協会

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年 法律 第 7 号) 第 10 条 第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成 20 年 7 月 22 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 すまいる
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 寺田 実
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 草津市木川町 808 番地 2
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障害者（児）及び高齢者に対して、地域生活を支えていくための就労、活動、生活に関する事業を行い、障害者（児）及び高齢者のノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民活動課 大津市京町四丁目 1 - 1
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 20 年 7 月 22 日から平成 20 年 9 月 22 日までの縦覧場所における執務時間内

 特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成 20 年 7 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 彦根育成会
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 辻 桂司
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 彦根市芹川町 330 番地 6
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、支援を必要とする障害のある人々に対し、日中活動の場や住まいの場の提供など福祉サービス事業ならびに余暇活動の支援を行い、市民と一体となって障害のある人々も安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民活動課 大津市京町四丁目 1 - 1
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 20 年 7 月 23 日から平成 20 年 9 月 23 日までの縦覧場所における執務時間内

 農地保有合理化事業規程変更承認公告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により農地保有合理化事業規程の変更の承認をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称および住所 北びわこ農業協同組合 東浅井郡湖北町大字速水 2721 番地
- 2 農地保有合理化事業の実施区域 長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。）の区域
- 3 農地保有合理化事業の種類
 農地売買等事業
 農地売渡信託等事業
 農業生産法人出資育成事業
- 4 変更承認をした日 平成 20 年 7 月 23 日

 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

守山市が平成 20 年 8 月 1 日に変更した大津湖南都市計画特別用途地区に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県南部振興局建設管理部 草津市草津三丁目 14 - 75

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

守山市が平成 20 年 8 月 1 日に変更した大津湖南都市計画集落地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県南部振興局建設管理部 草津市草津三丁目 14 - 75

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|--|--|-------------------------|--------------|--------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 神奈川県横浜市港北区 新横浜 3 - 8 - 11 エルナー株式会社 代表取締役 青野英敏 | 東浅井郡虎姫町大字田字下夷 83 - 8、85 - 2、86 - 2、87 - 1、87 - 2、89 - 1、89 - 2、90 - 2、90 - 3、 92 - 2、93 - 2、93 - 3、94 - 1 | 3,757.04 m ² | 平成 20. 7. 25 | 006429 |

一般競争入札の公告

平成 20 年度における地方法人特別税創設に伴う税務総合オンラインシステムの修正開発業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 地方法人特別税創設に伴う税務総合オンラインシステムの修正開発業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成 21 年 3 月 31 日 (火) まで
- (4) 納入場所 滋賀県総務部税政課 大津市京町四丁目 1 - 1

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 20 年滋賀県告示第 148 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。この場合において 3 (5) に示す入札書の受領期限の 7 日前までに申請のないときはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 4314

- (4) 過去 5 年以内に都道府県等と種類を同じくし、規模が同等と認められる契約を締結しこれを誠実に履行した実績を有している者であること。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県総務部税政課
〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3217
- (2) 契約条項を示す期間 平成 20 年 8 月 1 日 (金) から平成 20 年 9 月 11 日 (木) まで (土曜日および日曜日を除く。) の
9 時から 16 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の
送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 20 年 8 月 8 日 (金) 10 時 滋賀県庁新館 7 階システム設計室
- (5) 入札書の受領期限 平成 20 年 9 月 11 日 (木) 16 時
- (6) 開札の日時および場所 平成 20 年 9 月 12 日 (金) 10 時 滋賀県庁新館 7 階システム設計室

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に
関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円
未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加者しようとする
者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか
を問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀
県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者
とする。

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

ア 入札参加者は、封印した入札書を 3 (5) に示す受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札参加者は、2 (4) に掲げる資格を有することの確認を受けるため、入札説明書に示す入札参加資格確認
申請書を、平成 20 年 9 月 4 日 (木) 16 時までに 3 (1) に示す場所に、郵送または持参により提出しなければなら
ない。

それ以後においても、資格を有することを証する書類の提出を受け付けるが、この場合には、当該入札の手
続に間に合わないことがある。

また、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、開札日の前日までの間において、自らの負担に
おいて完全な説明をしなければならない。

- (2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締
結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Subcontract for a system development of a computer system
to accompany the introduction of corporate local special tax.
- (2) Deadline for tender : 16 : 00, September 11, 2008
- (3) For further information, contact : Taxation Division, Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government,
4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3217

一般競争入札の公告

平成 20 年度から平成 25 年度までにおける滋賀県警察情報システム端末機器等の借入契約について、次のとおり特
定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第

167 条の 6 の規定により公告する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察情報システム係用端末 パーソナルコンピュータおよびソフトウェア (設定および搬入設置作業を含む。) 246 式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成 21 年 1 月 1 日 (木) から平成 25 年 12 月 31 日 (火) まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 20 年 滋賀県告示 第 148 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

滋賀県会計管理局管理課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 4314

いずれの場合にあっても、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、3(5) に示す受領期限の 7 日前までに、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を 3(1) に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。

それ以後においても、新たに入札に参加する資格を得ようとする者の資格審査申請を受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (4) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品供給等を行う体制が整備されている者であること。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒 520 - 8501 大津市京町四丁目 1 - 2 TEL 077 - 522 - 1231 (内線 2232)
- (2) 契約条項を示す期間 平成 20 年 8 月 1 日 (金) から平成 20 年 9 月 9 日 (火) まで (土曜日および日曜日を除く。) の 9 時から 17 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 20 年 8 月 12 日 (火) 10 時 30 分 滋賀県警察本部会計課入札室
- (5) 入札書の受領期限 平成 20 年 9 月 9 日 (火) 17 時
- (6) 開札の日時および場所 平成 20 年 9 月 16 日 (火) 10 時 30 分 滋賀県警察本部 2 C 会議室

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、1 月当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則の規定による。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

ア 入札参加者は、封印した入札書に仕様書に示す要件を満たしていることを証する書類を添付して、3(5)に示す受領期限までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Personal computer and software, 246 sets

(2) Deadline for tender : 17 : 00, September 9, 2008

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 4 - 1 - 2 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2232)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 11 条の規定により公告する。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 購入物品名および数量 滋賀県警察ヘリコプターテレビシステム機上設備(ヘリコプターへの搭載に伴う改修作業を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 〒 520 - 8501 大津市京町四丁目 1 - 2 TEL 077 - 522 - 1231 (内線 2232)
- 3 落札者を決定した日 平成 20 年 6 月 5 日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 池上通信機株式会社大阪支店 〒 564 - 0052 大阪府吹田市広芝町 9 番 6 号
- 5 落札金額 179,550,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成 20 年 4 月 25 日(金)

振 興 局 等 告 示

滋賀県湖東地域振興局告示第 22 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 20 年 8 月 1 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 廃止年月日 |
|-------------------|---------------|--------------------------|----------------|---------|------------|--------------|
| 彦根観光バス株式会社訪問介護事業部 | 彦根市稲里町 428 番地 | 彦根観光バス株式会社 代表取締役 大西和弥 | 彦根市稲里町 619 - 5 | 訪問介護 | 2570200416 | 平成 20. 7. 15 |